

各務原市国民健康保険短期被保険者証交付事務要綱

(平成13年10月29日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第10項後段の規定に基づき、国民健康保険料滞納者に通常より有効期間が短い被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）を交付することで、国民健康保険料の徴収及び納付指導の機会をより多く確保して、保険料滞納額の解消及び収納率の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 短期被保険者証の交付は、国民健康保険被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主で、納付相談等により滞納している保険料の総額の6分の1以上を納付し、かつ、残額について納付誓約したもの若しくは各務原市国民健康保険被保険者資格証明書交付事務要綱（平成13年10月29日決裁）第7条第1項第3号に規定する履行期間が6か月未満のもの又は市長が特別の事情があると認めたものに行うことができる。

2 市長は、前項の規定により短期被保険者証を交付したときは、短期被保険者証交付台帳に記載しなければならない。

3 短期被保険者証の交付を受けている世帯主は、第1項に規定する納付相談等により滞納している保険料の総額の3分の1以上を納付し、かつ、残額について納付誓約をしたときは、国民健康保険短期被保険者証解除申請書（別記様式）に短期被保険者証を添えて、通常の有効期間の被保険者証の交付を求めることができる。

(有効期間)

第3条 短期被保険者証の有効期間は、別表に定めるとおりとする。

(更新)

第4条 短期被保険者証の更新は、当該短期被保険者証の交付時になされた納付誓約を遵守しなかった者に対しては行わない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日決裁）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 滞 納 者 の 区 分 | 有 効 期 間 |
|-------------------------|----------|
| 滞納している保険料額の6分の1以上を納付した者 | 3か月以内 |
| 第2条第1項に規定する履行期間が6か月未満の者 | 〃 |
| 特別の事情がある者 | 市長が定める期間 |

別記様式（第2条関係）

国民健康保険短期被保険者証解除申請書

年 月 日

次のとおり申請します。
(宛先) 各務原市長

住 所

世 帯 主

個人番号

電話番号 () —

被保険者証記号番号

被保険者氏名

申請理由（理由を証する書類を添付すること。）

.....

.....

.....